

難聴児支援センター（難聴児支援 のための中核的機能）について

難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能） に係る国の方針等①

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和4年2月厚生労働省）（抄）

2. 難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策

(1) 基本的な取組

- 難聴児支援を担当する部局を明確にし、関係者間で顔が見える協議の場を提供するなど、**難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保**を行うこと。新生児聴覚検査の結果、リファア（要再検をいう。以下同じ。）となった子とその家族等に対する精密検査機関の紹介や、支援に関する課題の共有により、関係者の共通認識の形成や、支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ること。

(2) 地域の実情に応じた取組

② 地域における支援

<協議会の設置>

- 保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や医療機関等の関係機関の人的資源及び現状を把握したうえで、当事者を含めて、関係機関で顔が見える関係を構築すること。医療機関、療育機関及び教育機関等関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援の必要性について認識を共有し、関係を円滑にしていくための協議会を設置すること。

③ 家族等に対する支援

<相談対応>

- 家族等からの相談等に対応して、多様性と寛容性の観点に留意しつつ、複数の療育方法の選択肢を提示し、どの時期においても中立的な立場での**相談対応や難聴児の発達に関する知見をもって、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行うこと。**

難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能） に係る国の方針等②

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号、令和5年一部改正）（抄）

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

難聴児の支援に当たっても、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、都道府県、又は必要に応じて指定都市においては、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要である。

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

五 障害児支援の提供体制の整備等

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。

その際、**令和8年度末までに**、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、**難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。**

難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能） に係る国の方針等③

聴覚障害児支援中核機能強化事業実施要綱

（令和6年3月29日付けこ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙）（抄）

3 事業の内容

聴覚障害児の支援体制を強化するため、聴覚障害児支援に関する業務の経験を有し、一定程度の知識と技量を有する職員（言語聴覚士等）をコーディネーターとして確保し、次の（1）～（5）の事業をすべて実施する。

（1）聴覚障害児に対応する協会の設置

地域において、聴覚障害児の支援に携わる医療・保健・福祉・教育等の各分野の関係機関と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協会の設置する。

協会においては、聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関等の連絡調整等を通して、スクリーニング検査から診断、治療、療育に至る全体の流れと、関係機関の連携による支援の必要性について、全ての関係機関が認識を共有し、聴覚障害児とその家族が直面する課題及びその対応策・支援体制の充実の検討を行うこと。

協会の設置については、地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第89条の3における協会等、既存の協会等を活用することも可能である。なお、設置にあたっては、当事者団体等の参画を求めることが望ましい。

（2）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、**関係機関等の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める**ほか、児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）との連携を強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

なお、聴覚障害児とその家族に対しては、ライフステージに応じた継続的な支援が必要となることから、こどもの成長過程の段階ごとに必要となる支援の内容について、支援を提供する機関の情報を関係機関で共有し、効果的な支援を行うための連携体制の整備・構築を進めること。

(3) 家族支援の実施

保護者等に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

実施にあたっては、こどもとその家族の利便性を考慮した場所に**相談窓口を設置**することや、聴覚障害児の通う地域の**保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への訪問、webでの相談対応の実施**など、聴覚障害児支援に関する相談に対応する体制を整備し、保護者が正しい理解を得るための適切な情報提供や、必要な支援につなげる仕組みを構築する。

例えば、以下のようなことが想定される。

(家族等への相談対応)

- ・ 家族等からの相談等に対応して、多様性の観点に留意しつつ、言語・コミュニケーション手段の選択肢を限定することなく、複数の支援方法の選択肢を提示し、聴覚障害児の発達に関する知見をもって、保護者の想いに寄り添いながら精神面のサポートも含めた相談援助を行う。

(聴覚障害児や家族等の交流の機会確保等)

- ・ **聴覚障害児やきょうだいを含めた家族同士が交流する場**、ロールモデルとの交流の場の提供
- ・ 聴覚障害児や保護者同士が支え合うことのできる**ピアサポート環境の整備**
- ・ 保護者講座の開催（聴覚障害に対する理解と受容をはじめ、こどものこれからの育ちに見通しが持てるよう、成人聴覚障害者等からの経験談を学ぶ場を提供するなどの子育て支援の取組など）

(家族等への情報提供)

- ・ 聴覚障害児支援に関する相談に対応する相談窓口の周知
- ・ **ポータルサイトを開設し、難聴児とその家族が必要な情報を得られる環境を整備**
- ・ きこえの状態に応じた適切な機器の活用及び支援に関する情報提供
- ・ 保護者向け手引きの作成
- ・ 保護者講座の場における、乳幼児等とその保護者等に対する手話習得支援を行う専門人材を派遣する取組や、手話を含めたコミュニケーション手段の種類についての情報提供

(4) **巡回支援の実施**

聴覚障害児の通う地域の**保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等を訪問し、聴覚障害児支援に携わる支援者に対し、こどものきこえの状態に応じたコミュニケーション支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助**を行う。

また、地域の公民館など、身近な地域を定期的に訪問するほか、必要に応じて家庭等への訪問を行うことも考えられる。

例えば、以下のようなことが想定される。

- ・ 保育所や幼稚園等における支援については、インクルージョンの観点を考慮しながら、対象児の集団活動の様子を観察し、きこえとコミュニケーション、行動について説明し、集団活動時の配慮も含め助言・援助を行うこと。
- ・ 障害児通所支援事業所における支援については、難聴児を受け入れる際の支援スキルの獲得等助言・援助を行うこと。
- ・ 学校における支援については、支援学級に在籍する聴覚障害児の通常学級への転籍を検討するため、言語聴覚士が学校を訪問し、各関係者と今後の必要な配慮について話し合う場を設けること。
- ・ 家庭等における支援については、新生児聴覚スクリーニング検査で、所要の支援が必要と判断された保護者とこども等からの相談を受け、専門的カウンセリングなどの相談支援

(5) **聴覚障害児に関する研修・啓発**

聴覚障害児の通う地域の**保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員が、聴覚障害児の障害特性を理解し、その支援方法についてより高い専門性を獲得することで聴覚障害児支援の質の向上に資することを目的とした研修会を開催**する。研修の内容は、平成 30 年度厚生労働科学研究「聴覚障害児支援のための研修プログラム・テキスト開発のための研究」におけるカリキュラム等を参考に、実施主体が定めるものとする。実施にあたっては、効率化を図る観点からオンライン等の活用も検討されたい。

また、広く地域住民を対象とした講座の開催等、聴覚障害に対する理解促進や啓発につながる取組を実施する。

5 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(注追記) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱において、「基準額17,000千円、補助率1/2」とされている。

難聴児支援センター（難聴児支援のための中核的機能） に係る愛知県の計画

あいち障害者福祉プラン2021-2026において、

「2026年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する」

こととしている。

他の都道府県の状況①

(障害福祉課が全都道府県に難聴児支援に関する実態調査を実施)

- ・ 実態調査に回答のあった都道府県は 4 2
- ・ 現時点において、難聴児支援のための中核的機能を有している体制の確保のため「難聴児支援センターを設置している」都道府県は 1 3
- ・ 難聴児支援センター設置以外の方法（※）で体制を確保していると回答した都道府県は 1 0
※県内の療育機関、聾学校、医療機関等で連携することをもって中核的機能を有する体制を整備している（例）
- ・ 中核的機能を有する体制を確保していないと回答した都道府県は 1 9

難聴児支援センターを設置している機関の概要（目次）

- 難聴児支援センターを設置している場所
- 当該場所に設置した理由
- 事業の内容
- 人員体制
- センターの受付時間
- 相談実績

難聴児支援センターを設置している機関の概要（設置場所①）

○設置場所の内訳

- ・ 医療機関：6件
- ・ 障害者情報提供施設：3件
- ・ 障害者支援施設：1件
- ・ 当事者団体：1件
- ・ 療育機関：1件
- ・ 特別支援学校：1件

○設置場所に関する理由 ※医療機関

- ・ 新生児聴覚スクリーニング検査の精密検査の結果を踏まえた相談に応じることができ、かつ最新の医療技術や知見をベースにした支援ができるとともに、県内の専門療育機関と綿密な連携を図りながら医療での治療方針を踏まえた上で療育に繋げることができるため。
- ・ 精密聴力検査機関の一つであり、乳幼児聴覚支援センターの運営に必要な知識や技術を受けられるため。
- ・ 病院機能を有するとともに新生児聴覚検査における精密聴力検査機関を有しており、難聴児への支援や関係機関との連携等を行っていくにあたり十分な効果を発揮できると判断したため。
- ・ 県内で聴覚障害を疑われあるいは診断された新生児は、病院内にある難聴児支援センターを受診する仕組みとなっているため。

難聴児支援センターを設置している機関の概要（設置場所②）

○設置場所の内訳

- ・ 医療機関：6件
- ・ 障害者情報提供施設：3件
- ・ 障害者支援施設：1件
- ・ 当事者団体：1件
- ・ 療育機関：1件
- ・ 特別支援学校：1件

○設置場所に関する理由 ※医療機関以外

- ・ 関係機関と連携をとりながら聴覚障害児への相談支援を行っている実績があるため。（**障害者情報提供施設**）
- ・ 支援員にろう当事者、聴覚障害児の子育て経験者、手話通訳者を配置し、支援員がロールモデルとなりながらサポートする体制を構築するため。（**当事者団体**）
- ・ 県内の聴覚障害児の療育を中心的に担う社会福祉法人があり、そこにセンターを設置することで効率的かつ効果的に事業を推進できるため。（**療育機関**）
- ・ 必要に応じて学校と密な連携を図るため。（**特別支援学校**）

難聴児支援センターを設置している機関の概要（事業の内容①）

（1）聴覚障害児に関する協議会

- ・ 都道府県によって実施回数はまちまちである。
- ・ 協議会としては年1回実施しているところが多い
- ・ 県内の難聴児支援に対する情報共有や課題整理、協議を実施
- ・ 医療・福祉・行政等の関係機関が参加

（2）関係機関との連携

○事例1

- ・ リファアとなった児の追跡調査、市町等における受検状況等の情報管理のルール整理
- ・ 市町の公費負担働きかけによる受検率向上

○事例2

- ・ 産科医療機関：リファアを告げられた家族へのフォローアップ・スクリーニングの実態調査
- ・ 行政、学校等：実態把握、具体的な支援相談

○事例3

- ・ 困難事例に対するケース会議の実施
- ・ 個別のケース情報の共有

難聴児支援センターを設置している機関の概要（事業の内容②）

（3）家族支援の実施

- ・ 保護者向け学習会を実施（年6回）
- ・ きこえに関する手引・手帳の配布
- ・ 当事者、保護者からの相談を支援を実施
- ・ アプリ（新生児聴覚スクリーニング検査支援システム）で検査結果等の情報提供

（4）巡回支援の実施

- ・ 幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校等で実施
- ・ 必要に応じて家庭訪問による相談支援を実施

難聴児支援センターを設置している機関の概要（事業の内容③）

（5）難聴障害児に関する研修・啓発

- ・ 保護者向け研修
- ・ 保健師向け研修
- ・ 教育関係者向け研修
- ・ 地域の団体や関係機関からの依頼による難聴児支援に係る出前講座の実施
- ・ 各機関で行われる研修情報の共有及び相互活用促進

難聴児支援センターを設置している機関の概要 (人員体制 (医療機関設置の場合))

○事例 1

- ・ 医師 1 名 (非常勤・センター長)、言語聴覚士 1 名 (常勤・専任)、教員 1 名 (常勤・専任)

○事例 2

- ・ 医師 2 名 (非常勤・センター長)、言語聴覚士 1 名 (非常勤)、教員 1 名 (非常勤)

○事例 3

- ・ 医師 3 名 (常勤 2、非常勤 1・センター長)、言語聴覚士 2 名 (非常勤)、保健師 1 名 (非常勤) 教員 1 名 (常勤)、事務職員 1 名 (非常勤)

難聴児支援センターを設置している機関の概要 (人員体制 (医療機関以外に設置の場合))

○事例 1 (療育機関)

- ・ 医師 1 名 (非常勤)、言語聴覚士 1 3 名 (常勤 1 0 ・ 非常勤 3)、保育士 1 名 (常勤)、事務員 2 名 (常勤)

○事例 2 (当事者団体)

- ・ 聴覚障害者協会事務局長 1 名、相談員 2 名、支援員 1 名、事務員 1 名

○事例 3 (障害者支援施設)

- ・ 言語聴覚士 2 名 (非常勤)

○事例 4 (特別支援学校)

- ・ 聴覚支援学校 O B 1 名 (常勤)、事務員 2 名 (常勤)

難聴児支援センターを設置している機関の概要 (センターの開所時間)

○事例 1

- ・ 施設の開所時間に準ずる

○事例 2

- ・ 施設の開所時間に準ずる中の週 3 回程度

○事例 3

- ・ 週 1 回、3 時間

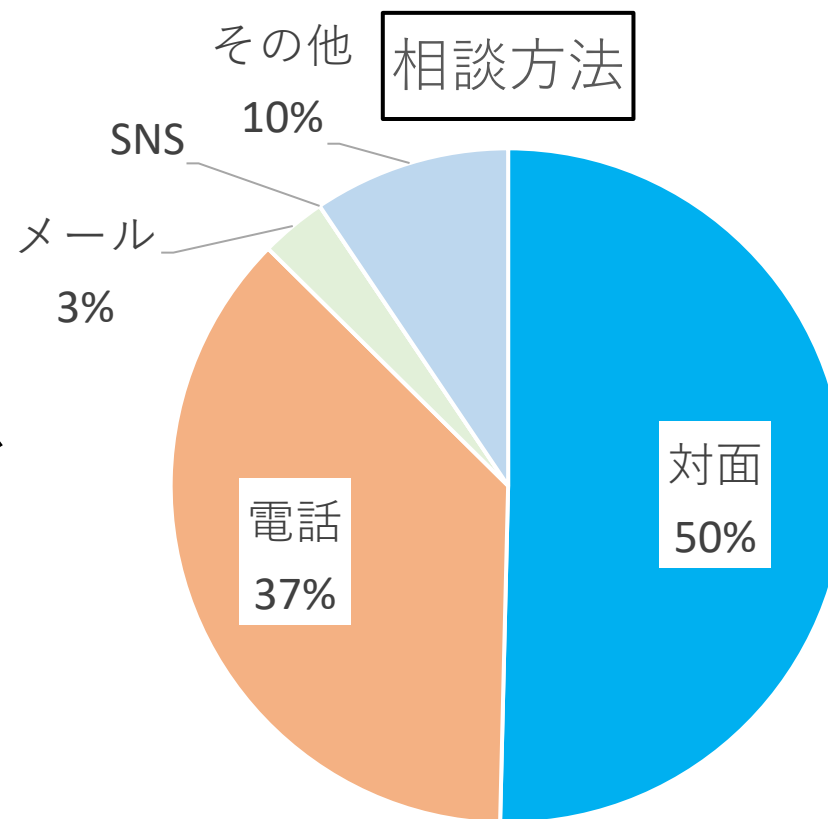
難聴児支援センターを設置している機関の概要（相談実績①）

○相談件数（1年間の件数）

- ・週5日程度開所施設：平均181件
- ・週1日程度開所施設：平均15件

○相談方法

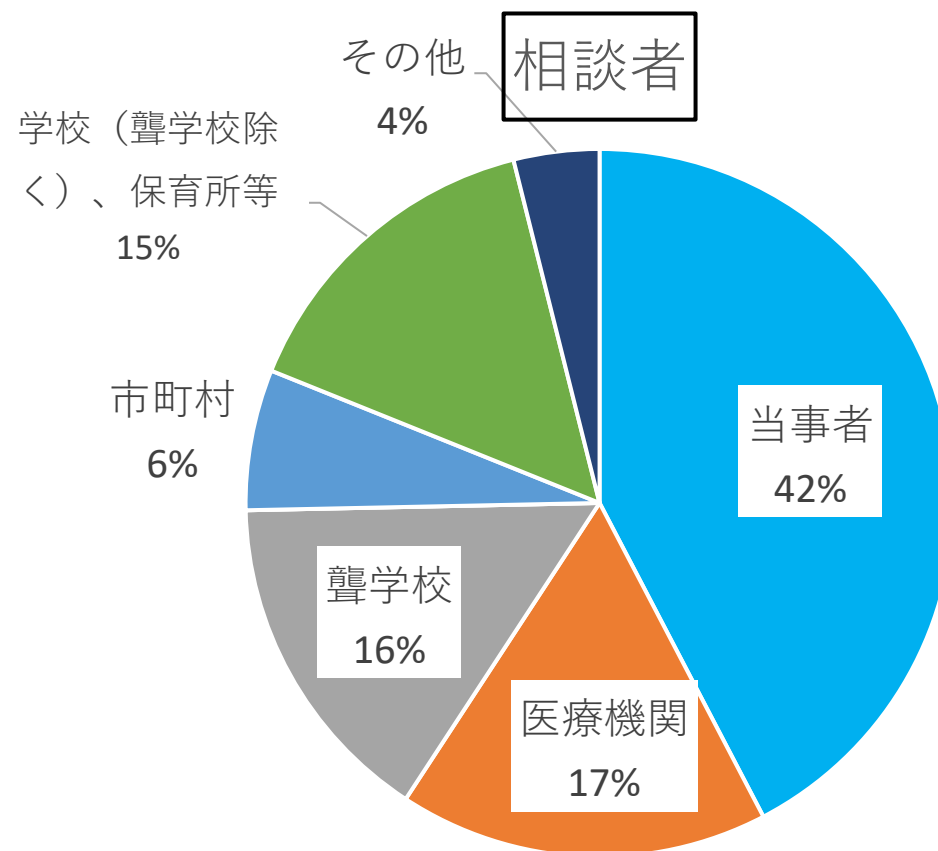
- ・対面での相談が最も多く、約半数である。次いで、電話での相談となっている。
- ・上位2つの方法での相談が全体の9割弱となっている。



難聴児支援センターを設置している機関の概要（相談実績②）

○相談者

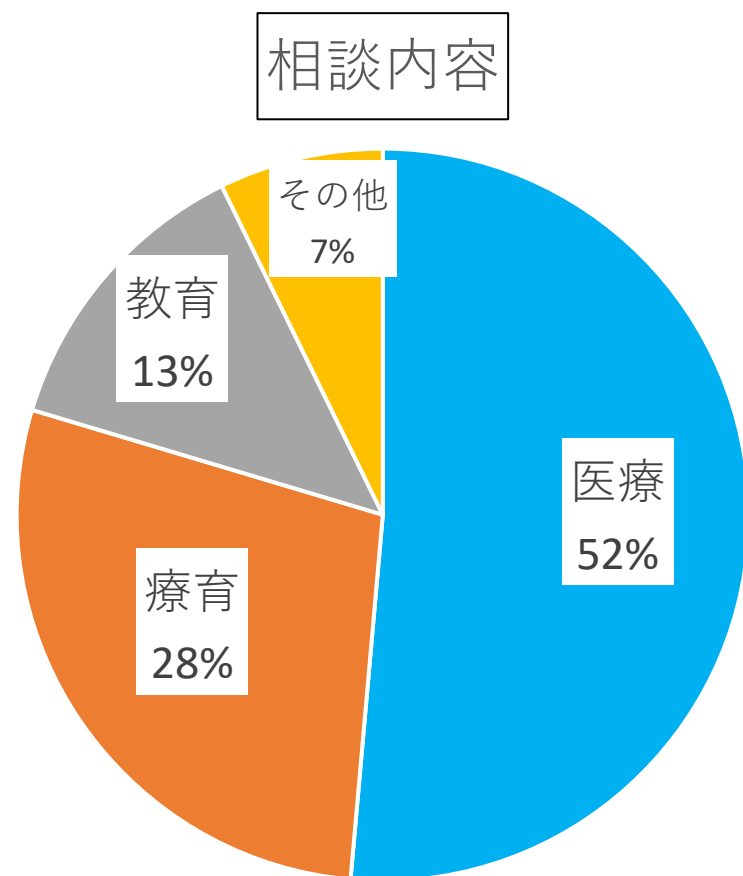
- ・当事者からの相談が4割、次いで医療機関、聾学校、学校（聾学校除く）保育所等、市町村、の順となっている。



難聴児支援センターを設置している機関の概要（相談実績③）

○相談内容（複数回答あり）

- ・医療に関する相談件数は全体の半数を超えている。次いで、療育に関すること、教育に関することの順となっている。
- ・医療に関する相談例：聴覚検査に関すること等
- ・療育に関する相談例：きこえやことばの育ちに関すること、療育施設に関すること
- ・教育に関する相談例：就学・就園に関すること
- ・医療以外の相談としては、難聴児が生活する施設や学校での支援に関する相談ニーズが高い。環境調整や行事に向けた支援の共有などが挙げられる。



難聴児支援センターを設置している機関の概要（活動実績）

○ケース1：週5回開所

- ・ 関係機関との会議：11回
- ・ 出張相談：14回
- ・ 保護者の交流会：1回
- ・ 研修（保育所、学校等の職員）：6回

○ケース2：週1回開所

- ・ 関係機関との会議：1回
- ・ 出張相談：0回
- ・ 保護者の交流会：3回
- ・ 研修（保育所、学校等の職員）：1回